

## Ambiente 2027 JAPAN STYLE 出展企業募集のご案内

和歌山県（以下「県」という。）及びわかやま産業振興財団（以下「財団」という。）では、県内企業の海外販路開拓を促進させるため、ドイツ・フランクフルトで開催される世界最大級のインテリアと消費財の国際見本市（以下、「Ambiente」と記載）においてインテリアアクセサリ、家具、照明、ホームテキスタイル、テーブルウェア、キッチンツール分野を対象とした出展プロジェクト「JAPAN STYLE」に出展する和歌山県企業を募集します。

### Ambiente 【 JAPAN STYLE 】

- 会期：2027年1月29日(金)～2月2日(火)
- 会場：フランクフルト国際見本市会場(ドイツ)
- 出展ホール：Hall3.1 Interior Design JAPAN STYLE エリア
- 出展製品カテゴリー：インテリアアクセサリ／家具／照明／ホームテキスタイル／  
テーブルウェア（ガラス、陶磁器、漆器）／キッチンツールなど



※写真（Messe Frankfurt Exhibition メッセ・フランクフルト展示会有限会社 / イェンス・リーブヒェン）

## 1. 募集概要

- 募集定員：**8社程度**（応募多数の場合、審査にて出展企業を決定）  
展示スペース：和歌山県ブース全体 27 m<sup>2</sup> 1社あたり展示台1台（幅 1m×奥行 1m 程度）
- 出展負担金：**130,000円（税込）** ※お振込みにかかる手数料は、各出展事業者にてご負担願います  
※ ブース費用、設営・装飾費、通訳費、展示品輸送費等の共通経費に充当させていただきます。  
※ 渡航費、滞在費等(宿泊費、食費等)、保険などその他県及び財団が負担できない費用は、出展企業自身での負担となります。  
※ 本事業は全国中小企業振興機関協会の中小企業地域資源活用等促進事業を活用しております。
- 提出方法：下記 URL の Google フォームよりお申込みください  
<https://forms.gle/ajmwbsnb4d3nBdkUA>
- 申込締切：**2026年8月7日（金）17:00**



## 2. 出展の要件

- ① 展示会会期中1名ブースに常駐出来ること。
- ② 和歌山県内に本社、営業所、工場等事業所がある中小企業事業者・団体であり、インテリアアクセサリ、家具、照明、ホームテキスタイル、テーブルウェア、キッチンツールの分野で自社製品の販路開拓に取り組んでいること
- ③ 出展物が欧州で販売可能な製品であること
- ④ 事業参加後も海外からの引き合いに対応可能な担当者がいること
- ⑤ 外国語での商談用資料（自社パンフレットや商品カタログ等(電子版も可)のPRツール、企業・商品情報、ラインシート等）を揃えていること
- ⑥ 県税に未納がないこと
- ⑦ 会期中・後のアンケート及び成果調査に協力すること
- ⑧ 反社会勢力、またはこれに類似する企業・団体ではないこと

## 3. 出展製品の審査実施および出展者の決定について

出展にあたっては主催者側の審査があるため、審査結果によっては、お申し込まなくても出展していただけない可能性があります。また、出展製品についても専門家の判断を尊重していただく必要があります。

### 【製品審査基準】

- ・日本独自の伝統とライフスタイルを背景に生み出された、デザイン性や付加価値の高い日常使いのモノや道具であること。
- ・日本で企画・デザインされた製品であること。
- ・デザイン性が高く、製品のコンセプトやデザインにオリジナリティがあること。  
※模倣品や正統な継承者ではない方による製品の出展はお断りします。
- ・中長期的に海外販路開拓を計画されている企業であること。

## 4. 募集から実施の流れ

2026年	8月	7日(金)	17:00	申込締切(必着)
	9月	中旬	～ 下旬	採択通知
	10月	中旬		負担金入金
	10月	中旬		出展社説明会
	10月	中旬	～ 1月下旬	出展準備
2027年	1月	29日(金)	～ 2月2日(火)	Ambienteへの出展
	2月	～ 3月		出展後フォローアップ

## 5. キャンセル規程

- ① 自己都合で出展をキャンセルされる場合は、書面にて財団にお知らせ下さい。
- ② 展示PRツール完成後や輸送後など、既に出展に係る費用が発生している場合は、負担金をお支払いしていただく可能性がありますので、ご了承ください。
- ③ 天災、その他出展者の責任に帰することのできない事由によりキャンセルする場合はご相談ください。
- ④ 天災、交通機関の乱れ、現地の政情等により関連事業の一部、もしくは全部を中止せざるを得ない場合があります。その際、参加者がお支払いいただいた航空券等のキャンセル料の経費・損害を補填することは致しかねます。

## 6. その他（輸送費について）

- 輸送費について、輸送品が下記のサイズを超えるもの、また、特別な輸送措置（割れ物など）により割増経費が発生するものは、別途輸送費を負担いただきます。

### 【段ボール箱 輸送サイズ】

- 3辺合計（タテ、ヨコ、奥行）2 M 以内（ただし、一辺の長さは 80cm 以内）
- 重量（梱包を含む）4 kg まで
- 2箱程度に収まるように調整してください。

- 出展費用に含まれるのは海外輸送費のみです。往復の国内輸送費については、各出展事業者にて負担していただきます。
- 輸送に係る関税や VAT など諸経費は各出展事業者負担となります。
- 出展物が輸送途上の事故により代替物を再送付する必要があり、その経費が保険により補償されない場合は、再送付に係る経費を負担いただきます。

## 7. 留意事項

- ・ 出展にあたっては主催者側の審査があるため、審査結果によっては、お申し込んでも出展していただけない可能性があります。
- ・ 応募企業が定数に達しない場合、開催しない可能性があること、予めご了承ください。
- ・ 見本市に係るブース全体の統一性を保つため、出展商品・展示方法については、県及び財団が本事業を委託する事業者からのヒアリングにご協力頂く必要があります。また、出展商品・展示方法・出展位置等に関しては、必ずしもご希望に沿えない可能性があることをご了承ください。
- ・ 外国為替および外国貿易法などの国内法令に定めのあるものの出展については、出展者の責任において事前に必要な許可等を取得してください。
- ・ 展示品は法令に照らして適法に輸送してください。違反した場合には、今回又は今後の出展をお断りすることがあります。また、提出が必要な書類がある場合は、速やかに提出してください。
- ・ パッキングリストと実際の梱包内容に相違や表記のミス等の不備及び故意の誤記により生じた損害については、県及び財団はその責任を一切負いません。
- ・ 本案内に定めのない事項は、県及び財団がその対応を決定します。
- ・ ご提出いただいた情報は、本事業運営のために利用します。また、本事業を委託する事業者に対し、情報を提供することがあります。さらに、本事業に関するプレスリリース、県ホームページ等において、企業情報や出展物の情報等を公開する場合がありますので、予めご了承ください。
- ・ 本事業に関する映像、画像、テキスト、音声若しくは関連資料等のコンテンツの全部又は一部（以下「本コンテンツ」といいます。）に関する著作権は、県及び財団に帰属します。
- ・ 県は、本事業の成果（各出展者に関する成果を含む。）又は本コンテンツの全部若しくは一部を、その裁量により公表する場合があります。各出展者は、これを承諾し、これに関して何らの人格権も行使しないものとします。
- ・ 本案内の記載に反する行為があった場合や申し込み内容に虚偽の記載をした場合には、申し込みを無効とし出展をお断りすることがあります。また、今後県及び財団が実施する事業の選考において不利となる場合があります。

- ・ 相応の理由なしに出展をキャンセルされた場合やアンケート等へご協力いただけない場合には、今後県及び財団が実施する事業の選考において不利となることがあります。
- ・ 申し込みの記載内容に変更が生じた場合、すみやかに財団にお知らせください。なお、申し込み締切日を過ぎてから内容を変更される場合、その内容によっては変更に応じられないことがあります。
- ・ 出展する権利を転貸、売買、交換、譲渡することはできません。
- ・ 本事業の運営及び参加についての法律関係及び派生する権利義務は、日本国の法律に準拠します。
- ・ 本事業の運営及び参加についての法律関係及び派生する権利義務については、和歌山地方裁判所又は和歌山簡易裁判所をもって、第1審の合意管轄裁判所とします。

## 8. 免責規程

1. 以下の各号に該当する場合、本事業の実施日時、内容を変更し、本事業の全部又は一部の実施を予告なく中止し、又は、出展者の一部の参加を中止させることがあります。これに起因又は関連し、出展者が不利益等を被る事態が生じたとしても、県及び財団は一切の責任を負わないものとします。
  - ① 天災、テロリズム、戦争、政情不安、入国制限、感染症、労働紛争、その他の不可抗力事由が生じたとき
  - ② 出展者が県及び財団の指示、条件又は県及び財団との合意事項に違反したとき。
  - ③ 出展者のPC等の端末環境、インターネット回線及びアプリケーションの状況にセキュリティ等のリスクが存在するとき。
  - ④ 出展者が反社会的勢力に実質的に関与していることが判明した場合。
  - ⑤ 出展者が、国内外の法令に反する行為、法令に反する行為ではないが著しく不正な行為若しくは公序良俗に反する行為を行ったとき、又はその疑いが生じたとき。
  - ⑥ 前各号に定める他、県及び財団が相当と判断したとき。
2. 会期中及びその前後に、感染症への罹患、傷病、事故、盗難、破損等が発生したとしても、県及び財団は出展者に対し一切の責任を負わないものとします。

## 9. 申し込み・問い合わせ先

公益財団法人わかやま産業振興財団 経営支援部 担当 橋詰・井本

〒640-8033 和歌山市本町二丁目1番地 フォルテワジマ6階

TEL : 073-432-3235

Email : [kigyuu@yarukiouendan.jp](mailto:kigyuu@yarukiouendan.jp)